

石川県公報

令和5年1月31日

第13578号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		目次	
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定 (道路整備課)	1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	4
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法(同)	1	公安委員会	
公告		○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
○会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告 (総務課)	2	選挙管理委員会	
○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	3	○政治団体の届出の公表	5
○石川県告示第26号の2の公布公告 (畜産振興・防疫対策課)	3	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	5
○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	4	○政治団体の解散の届出の公表	6
		○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	6
		○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	6

告示

石川県告示第38号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の長さ及び軸距に応じて定める総重量の最高限度が最大25トンである道路を次のとおり定める。

令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	蚊爪森本停車場線	金沢市大河端町東48番4地先から金沢市大浦町ハ22番1地先まで
県道	蚊爪森本停車場線	金沢市千木町イ29番1地先から金沢市福久町リ66番1地先まで

2 指定する期日

令和5年2月1日

石川県告示第39号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	蚊爪森本停車場線	金沢市大河端町東48番4地先から金沢市大浦町ハ22番1地先まで
県道	蚊爪森本停車場線	金沢市千木町イ29番1地先から金沢市福久町リ66番1地先まで

2 指定する期日

令和5年2月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

1 業務の概要

(1) 業務の名称

石川県公立大学法人会計監査人

(2) 業務の内容

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第35条第1項の規定による石川県公立大学法人の監査及びこれに付随する業務

(3) 契約期間

契約締結の日から法第34条第1項の規定に基づく石川県知事の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和6事業年度及び令和7事業年度についても、再任する方針である。

2 応募資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人であること。また、公認会計士法に基づき、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 県内に事務所を設置している者であること。

3 企画提案募集要項の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部総務課

電話番号 076-225-1233

(2) 交付方法

ア 書面による交付方法

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付方法

石川県総務部総務課ホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>)に掲載される募集要項等のファイルをダウンロードする方法により交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課
電話番号 076-225-1233

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和5年2月17日(金)午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

5 企画提案書の採否及び契約

(1) 審査は、提出された企画提案書により行い、企画提案者からのプレゼンテーションは、行わない。

(2) 企画提案書の採否について、応募者に文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約に係る協議を行い、合意に至った場合、会計監査人として選任する。

(3) 知事が石川県公立大学法人に対して会計監査人を選任した旨の通知を行い、同法人が当該会計監査人と監査契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(3) 詳細は、企画提案募集要項による。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社 ミヤファーム	加賀市	加賀市大聖寺荻生町11番ほか7筆
小路建設 株式会社	金沢市	金沢市二俣町耕101番ほか2筆
株式会社 ファーム湯涌	金沢市	金沢市北袋町南9番
松原 信之	金沢市	金沢市打木町東990番ほか2筆
西尾 哲彦	金沢市	金沢市打木町東160番
農事組合法人 五坊商店	金沢市	金沢市木越町口58番ほか1筆
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市高柳町4字4番

2 認可年月日

令和5年1月31日

石川県告示第26号の2の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第26号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。
令和5年1月23日

石川県知事 馳 浩

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設（以下「施設」という。）
- 実施の期日
令和5年1月27日から同年3月31日まで
- 消毒方法
消石灰の施設内（施設敷地外縁部内側及び家きん舎周囲）散布
（1月下旬、2月下旬及び3月下旬を目途に計3回実施）

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
御茶用水土地改良区	令和5年1月24日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年2月1日から同年3月2日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月31日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
柳田中央第2地区	県営ほ場整備事業 （機構関連型）	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町 農林水産課

公安委員会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第一号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第十条の表県道敦賀森本停車場線の項区間の欄を次のように改める。

金沢市木越町ト九十八番一から金沢市福久町ホ十五番一まで
 金沢市大河端町東四十八番四地から金沢市大浦町ハ二十二番一地まで
 金沢市千木町イ二十九番一地から金沢市福久町リ六十六番一地まで

第十条の表金沢市道一級幹線十二号北間・中橋線の項の次に次のように加える。

金沢市道大浦千木町線	金沢市大浦町ハ二十二番一地から金沢市千木町イ二十九番一地まで
------------	--------------------------------

附 則

この規則は、令和五年二月一日から施行する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年1月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
道上しゅうた後援会	道 上 周 太	道 上 敏 夫	金沢市八日市3丁目147-1	令和4年12月2日
黒口啓一郎後援会	黒 口 啓 一 郎	黒 口 美 智 子	金沢市久安5丁目106番地3	令和4年12月5日
おかのじょう後援会	岡野定 隆 志	田 中 力	鹿島郡中能登町井田む部20番地	令和4年12月6日
石田章後援会	石 田 章	浜 中 智 也	羽咋郡志賀町富来領家町甲34番地	令和4年12月19日

石川県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
羽咋郡市医師連盟	池 野 敬	主たる事務所 の所在地	羽咋郡志賀町高浜 町ソの9の1	羽咋市鶴多町亀田 10の1	令和4年5月25日
		代 表 者	池 野 敬	田 村 敏 博	令和4年5月25日
石川県警備業連盟	宮本 克喜	会計責任者	谷 内 正 信	藤 井 外 美 男	令和4年12月1日
北 嶋 章 光 後 援 会	長 田 英 久	代 表 者	長 田 英 久	二 木 信 行	令和4年12月1日
		会 計 責 任 者	桜 田 剛	赤 井 勇 英	令和4年12月1日
木谷なおこ後援会	木谷 直子	政治団体の 名 称	木谷なおこ後援会	きたに直子後援会	令和4年12月1日
石川県郷友政治連盟	西 敏 勝	代 表 者	西 敏 勝	谷 内 静 雄	令和4年12月5日

石川県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山田修路後援会連合会	安田 舜一郎	令和4年11月30日
修路会	山田 修路	令和4年11月30日
谷本正憲七尾鹿島建設業後援会	田村 行利	令和4年12月16日
北野進と歩む会	北野 進	令和4年12月20日
山野ゆきよし金沢市校下後援会連合会	高桑 邦夫	令和4年12月21日
寺西せいご後援会	寺西 清悟	令和4年12月23日

石川県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

届出事項の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
木谷直子	木谷なおこ後援会	資金管理団体の名称	木谷なおこ後援会	きたに直子後援会	令和4年12月1日

石川県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和5年1月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
北野 進	北野進と歩む会	令和4年12月20日